

事業概要

平成 27 年度
(平成 26 年度実績)



広島県食肉衛生検査所

ま え が き

広島県食肉衛生検査所の業務の推進につきましては、平素から格別の御協力と御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、食品をとりまく状況は年々変化しており、それにより食品の安全性確保のための対策が新たにとられています。

最近のものとしては、まず、野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生管理が挙げられます。家畜のように飼養管理がなされていない野生鳥獣肉は、寄生虫や病原性ウイルス等を保有している可能性が高いことに加え、と畜検査が行われずに食品として流通している実態があります。このような状況から、平成 26 年 11 月、厚生労働省により「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」が策定され、各工程における具体的な取り扱い方法が示されました。

また、平成 24 年に牛のレバーを生食用として販売・提供することが禁止されたことに続き、本年 6 月には豚の肉や内臓の生食禁止の措置が講じられました。

そのほか、平成 26 年度は、国内で相次ぎ高病原性鳥インフルエンザが発生し、鶏肉等の安全性について消費者に不安や混乱を招くこととなりました。本県においても、一部地域が搬出制限区域に該当したため、危機対策本部を設置して対応にあたりましたが、幸いなところ、県内で発生することなく終息に至りました。

食品の安全性確保については、これまでの取り組みにより、食中毒事件が減少するなど、一定の効果がみられてきたところです。しかし、食に対する消費者の不安意識は依然として解消されていないのが現状であり、今後は、年々変化する食品の状況に応じた対策をとることに加え、積極的な情報発信が必要となります。

このような状況の中、本県において、本年 3 月に「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」が改正されました。本方針及びプランは平成 15 年に策定され、取組が進められたところですが、今回の改正は、消費者との情報の共有化や相互理解の促進を図るなど食品の「安心」確保を積極的に推進するため、「衛生管理」、「リスクコミュニケーション」等 5 つの体系ごとに施策を整理し、具体的な推進目標を掲げた内容となっております。

加工段階の衛生対策に携わる当所としましても、引き続き検査技術の研鑽を積むとともに、各関係機関と連携した危機管理体制の維持管理、ホームページ等を利用した情報発信を積極的に行うことで、安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

ここに、平成 27 年度の事業概要を作成しましたので、御高覧いただければ幸いです。

平成 27 年 10 月

広島県食肉衛生検査所長 川西 秀則

目次

第1章 総説

1 検査所の沿革	1
2 組織と機構	2
(1) 組織	2
(2) 広島県行政機関設置条例	2
(3) 広島県行政組織規則	2
3 職員の配置状況	2
4 業務の内容	3
5 施設の状況	3
6 主な検査用機械器具一覧表	4
7 管内の状況	5
(1) 位置図	5
(2) と畜場の概要	5
(3) 大規模食鳥処理場の概要	6
8 検査等手数料及び歳入状況	7
(1) 検査等手数料の推移	7
(2) 検査手数料歳入状況	7

第2章 事業の概要

1 事業概況	8
(1) と畜検査	8
(2) 食鳥検査	8
(3) 試験室内検査	8
(4) 衛生指導等	9
(5) 消費者等に対する衛生教育	9
(6) 調査研究	9
2 と畜検査	9
(1) 月別と畜検査頭数	9
(2) 年度別と畜検査頭数	9
(3) と畜検査頭数の推移	10
(4) 原因別処分状況	11
(5) 年度別処分頭数	12
3 食鳥検査	13
(1) 月別食鳥検査羽数	13

(2) 年度別食鳥検査羽数	13
(3) 検査羽数の推移	14
(4) 年度別処分状況	14
(5) 原因別処分状況	15
4 伝達性海綿状脳症 (TSE) 対策	16
5 試験室内検査	17
(1) と畜検査 (種類別)	17
(2) 食鳥検査 (種類別)	17
(3) と畜検査 (検査項目別)	18
(4) 食鳥検査 (検査項目別)	19
(5) 牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査	20
(6) モニタリング検査	20
ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査	20
イ 牛枝肉等の微生物汚染実態検査	20
ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留調査	20
エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査	20
オ 牛血液性状検査	20
カ 食鳥の微生物汚染実態調査 (大規模食鳥処理施設)	21
キ 野生獣畜及び食肉処理施設における汚染実態調査	21
6 衛生指導等	22
(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導	22
(2) 伝達性海綿状脳症対策	22
(3) 鳥インフルエンザ対策	22
(4) と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会	22
(5) 認定小規模食鳥処理場立入検査	22
(6) 鳥獣処理施設への立入検査及び衛生指導	22
(7) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況	23
第3章 調査及び研究	
1 平成26年度の調査研究発表	24
野生獣畜食肉処理施設における汚染実態調査	24
2 調査研究発表 (平成17年度～平成26年度)	27
第4章 その他の参考資料	
三次食肉加工センター使用料および解体料	29
検査所案内	30

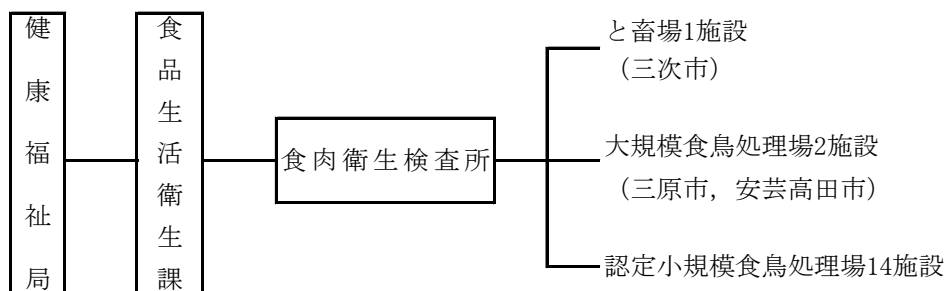
第1章 総説

1 検査所の沿革

昭和 46 年 2 月	広島県長期総合計画により，西部（広島），東部（備後），北部（備北），の 3 流通圏に各々と畜場を統合整備し，近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し，食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和 49 年 4 月	広島県三次食肉衛生検査所として，と畜検査員 3 名，非常勤と畜検査員 1 名で発足
昭和 49 年 8 月	庁舎竣工（面積 121.5 m ² ，補強コンクリートブロック平屋建）
昭和 52 年 7 月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和 53 年 4 月	と畜検査員 1 名増員
昭和 55 年 1 月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 （有効面積 冷凍庫 9 m ² ，冷蔵庫 4.8 m ² 平成 11 年増改築に伴い撤去）
昭和 55 年 3 月	敷地（1,270 m ² ）取得
昭和 56 年 4 月	と畜検査員 1 名，非常勤と畜検査員 1 名増員
昭和 57 年 1 月	検査棟の建設（80 m ² ），敷地の整備
昭和 57 年 3 月	検査用機械器具の充実整備
昭和 59 年 4 月	広島県行政組織規則の一部改正により，従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して，広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和 59 年 4 月	福山市三吉町に東部支所を設置し，と畜検査員 5 名，非常勤と畜検査員 1 名を配置
昭和 63 年 4 月	東部支所にと畜検査員 1 名減員，非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 2 年 3 月	府中市食肉センター廃止
平成 3 年 4 月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い，食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され，本所と東部支所に食鳥検査員各 1 名を配置
平成 4 年 1 月	竹原市忠海と畜場廃止
平成 4 年 4 月	食鳥検査員 3 名（本所 2 名，東部支所 1 名），非常勤食鳥検査員 7 名（本所 5 名，東部支所 2 名）を配置し，食鳥検査を開始
平成 5 年 3 月	本所に理化学検査室，女子更衣室，女子便所，車庫を増築
平成 8 年 4 月	本所の検査員 1 名増員，食品衛生法第 17 条第 1 項及び第 22 条委任
平成 10 年 4 月	福山市の中核市移行に伴い，東部支所の検査員 2 名減員
平成 11 年 1 月	本所の増改築工事着工（平成 11 年 9 月竣工）
平成 11 年 4 月	東部支所廃止
平成 12 年 3 月	尾道市営と畜場廃止
平成 13 年 4 月	と畜検査員 1 名減員
平成 13 年 10 月	牛海綿状脳症（BSE）全頭スクリーニング検査開始
平成 15 年 6 月	大規模食鳥処理施設 1 施設廃止
平成 15 年 8 月	と畜検査員 1 名減員
平成 16 年 3 月	高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成 17 年 9 月	食肉衛生検査所ホームページ開設
平成 21 年 3 月	三次食肉加工センターにおける豚処理業務の廃止
平成 21 年 4 月	と畜検査員 1 名，非常勤と畜検査員 1 名減員
平成 22 年 4 月	と畜検査員 1 名減員，非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 25 年 7 月	牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査対象月齢を 48 ヶ月齢超に変更
平成 26 年 4 月	と畜検査員 1 名減員，非常勤と畜検査員 1 名増員

2 組織と機構

(1) 組織（平成27年3月31日現在）



(2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい （食肉衛生検査所）

第7条 地方自治法第156条第1項の規定により、食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県内全域

(3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

第5款 食肉衛生検査所

（名称、位置及び所管区域）

第60条 行政機関設置条例第7条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県内全域

（所掌事務）

第61条 食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること。
- 2 獣畜の肉、内臓等の検査に関すること。
- 3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
- 4 食鳥検査に関すること。
- 5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 6 前各号のほか、獣畜のとさつ及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

3 職員の配置状況（平成27年3月31日現在）

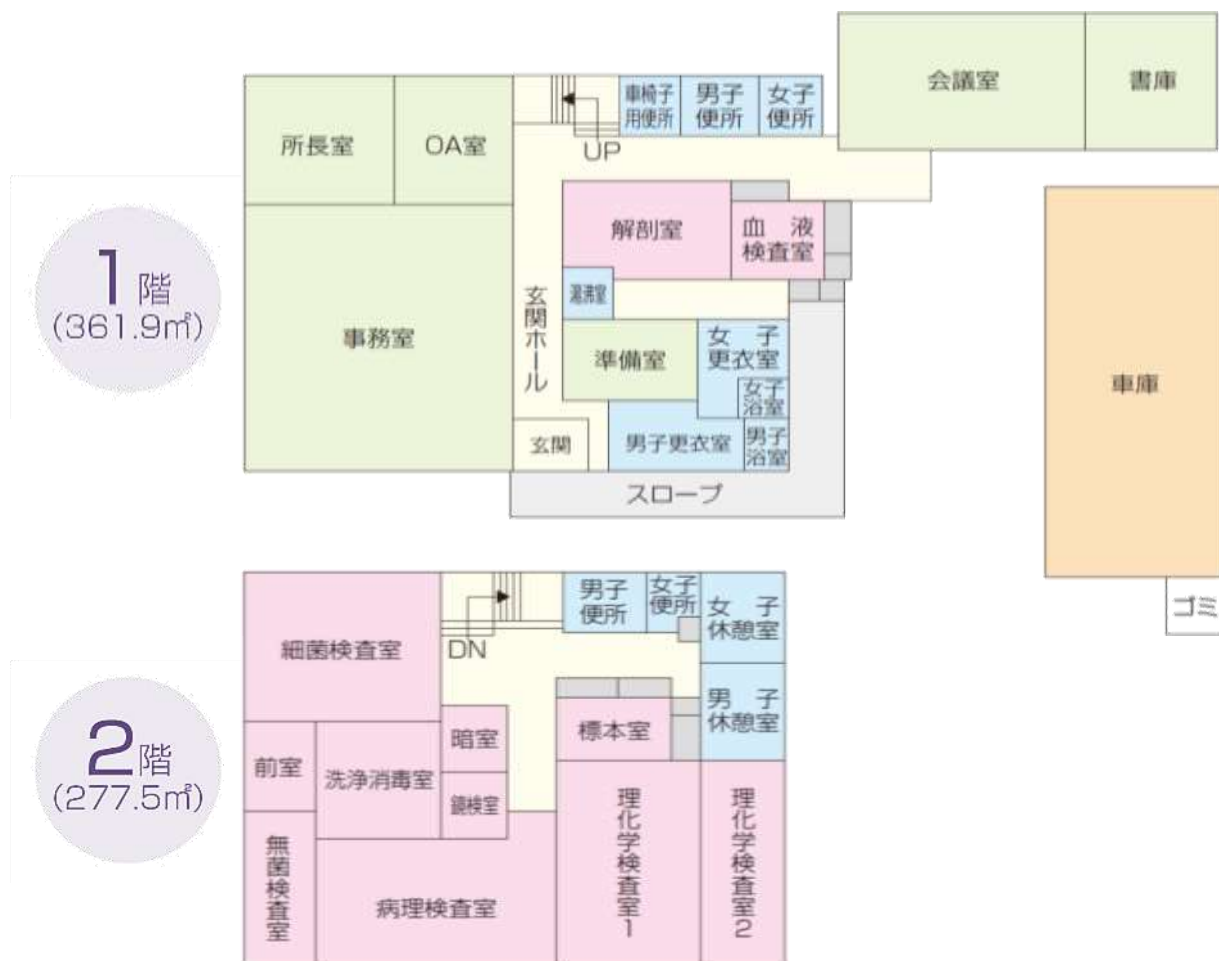
常勤職員					非常勤職員		計
所長	次長	専門員	主任	技師	と畜検査員	食鳥検査員	
1	1	1	2	2	2	6	15

4 業務の内容

- (1) と畜検査.....生体，解体前及び解体後検査
- (2) 食鳥検査.....生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (3) 試験室内検査.....細菌，理化学，病理組織及び BSE スクリーニング検査
- (4) 残留抗菌性物質等の検査・措置
- (5) 食鳥処理場の認定事務及び衛生指導
- (6) と畜業者，とさつ解体従事者及びと畜場の衛生指導
- (7) 人畜共通感染症等の調査研究
- (8) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (9) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況

- (1) 所在地 広島県三次市粟屋町 1911-1
- (2) 敷地面積 1,270 m²
- (3) 建物 鉄筋コンクリート 2 階建て (1 階 361.9 m²，2 階 277.5 m²)
- (4) 敷地建物の配置図



6 主な検査用機械器具一覧表

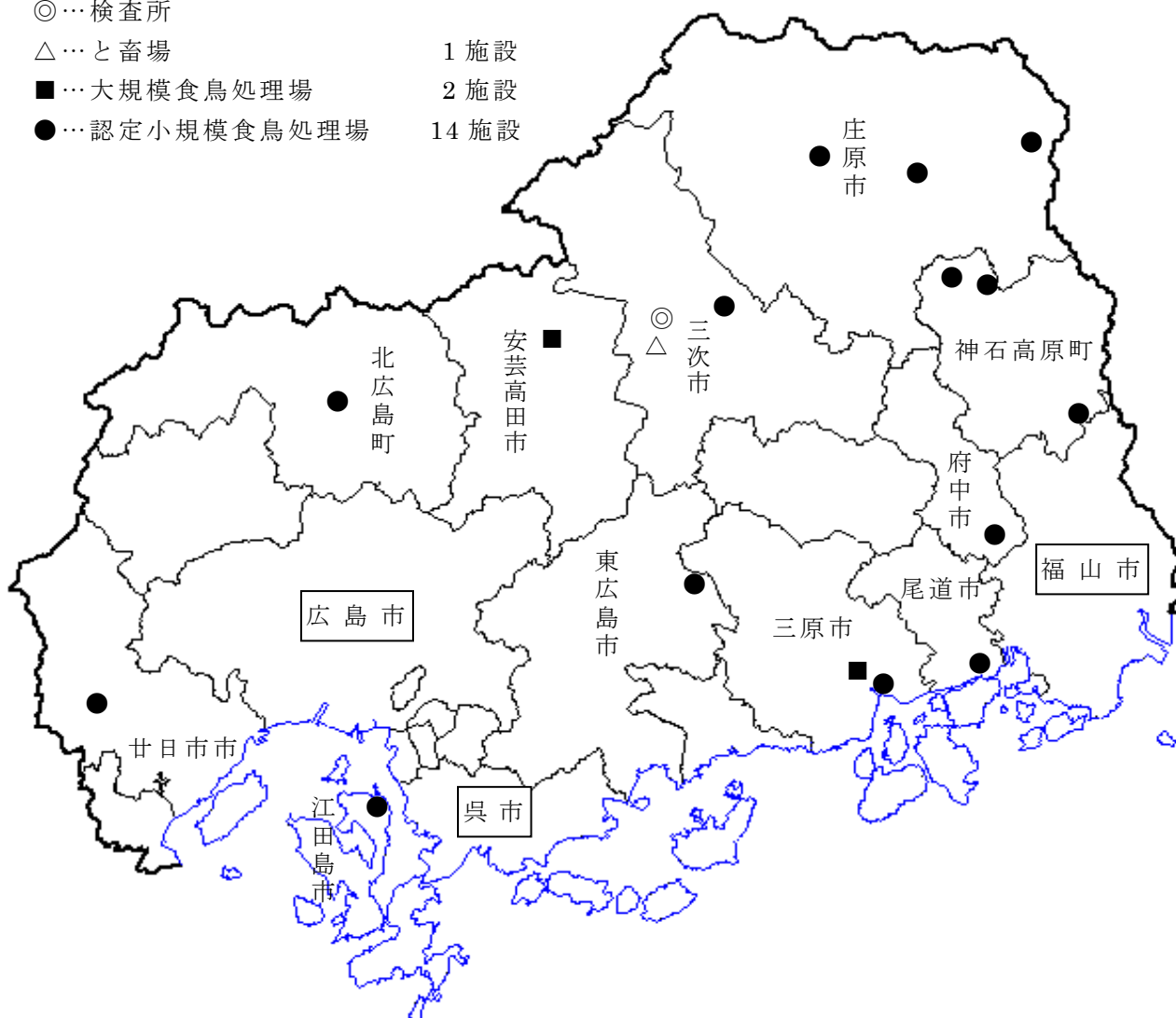
品名	数量	品名	数量
冷蔵庫	5	ドラフトチャンバー	1
ディープフリーザ	2	ろ過装置	2
比色計	1	発電機	1
滅菌器	7	真空ポンプ	1
恒温槽	6	電気マッフル炉	1
恒温器	7	分注器	2
培養器	1	自動定量式ピペット	2
孵卵器	2	ピペット洗浄器	2
顕微鏡	6	ホモジナイザ	3
実体顕微鏡	1	アスピレーター	2
落射蛍光顕微鏡	1	パラフィン伸展器	3
顕微鏡テレビ装置	1	パラフィン溶融器	1
顕微鏡写真装置	3	マイクロトーム	1
顕微鏡投影器	1	安全キャビネット	1
振盪器	4	遠心分離機	7
臓器撮影装置	1	卓上細胞破碎機	2
超音波洗浄器	2	吸光光度計	1
電気定温乾燥器	3	プレートウォッシャー	2
濃縮器	5	プレートリーダー	2
秤	8	クリオスタット	1
血液生化学分析装置	1	ストマッカー	1
包埋装置	1	高速液体クロマトグラフィー	1
血球計算器	2	攪拌器	4
コロニーカウンター	2	pH測定器	2
スライド製作機	1	DNA増幅装置	1
純水製造装置	2	電気泳動槽	1

7 管内の状況（平成27年3月31日）現在

所管区域は、県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

(1) 位置図

- ◎…検査所
- △…と畜場 1施設
- …大規模食鳥処理場 2施設
- …認定小規模食鳥処理場 14施設



(2) と畜場の概要

と畜場名	と畜場番号	所在地	面積 (m ²)		浄化槽能力 (t/日)	処理能力 (頭) /日	
			敷地	建物		大動物	小動物
全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	11	三次市 粟屋町 1905番地	14,305.0	3,743.8	770	25	0

(3) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 (羽)	食 鳥 処 理 管 理 者 数 (人)	浄 化 槽 能 力 (t/日)
鳥巧商事株式会社	三原市新倉二丁目 16 番 1 号	10,200	14	300
サイコー物産株式会社	安芸高田市高宮町羽佐竹 869	4,000	10	100

8 検等手数料及び歳入状況

(1) 検査手数料の推移

(円)

年 度	牛・馬	とく 豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥
昭和 28.4～50.3	300	200	50	400	
50.4～51.3	500	350	100	500	
51.4～平成元.3	900	450	250	1,000	
元.4～3.3	900	450	250	1,200	
3.4～4.3	900	450	250	1,300	
4.4～6.3	900	450	250	1,300	4
6.4～	900	450	250	1,300	3 (4)

(注) 食鳥検査手数料の(4)は土・日祝祭日及び年末年始

(2) 検査手数料歳入状況

(円)

年 度	牛・馬	とく・豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥	計
17	1,368,000	8,716,950	0	0	11,100,962	21,185,912
18	1,363,500	7,888,500	0	0	10,821,522	20,073,522
19	1,262,700	5,593,950	0	0	10,834,635	17,691,285
20	1,202,400	5,435,100	0	0	10,781,556	17,419,056
21	1,081,800	0	0	0	10,715,393	11,797,193
22	1,026,000	0	0	0	10,354,820	11,380,820
23	981,900	0	0	0	11,469,444	12,451,344
24	956,700	0	0	0	11,529,418	12,486,118
25	852,300	0	0	0	11,593,229	12,445,529
26	651,600	0	0	0	11,611,760	12,263,360

第 2 章 事業の概要

1 事業概況

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて、食用に供する目的で管内1と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬）のと畜検査、及び場外と畜検査を実施している。

現場では、すべての獣畜に対して1頭ずつ、生体検査、内臓検査及び枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方に沿って、と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。

また、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から管内2施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し、管内14施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。

当所は、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

(1) と畜検査

ア 平成26年度の総と畜検査頭数は725頭であった。その内訳は、牛は722頭、馬は2頭、豚は1頭であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した獣畜は無かった。一部廃棄頭数は牛が713頭（98.8%）、馬が2頭（100.0%）、豚が1頭（100.0%）であった。

(2) 食鳥検査

ア 平成26年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが3,571,686羽であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した羽数は26,461羽（0.7%）で、その理由は炎症が13,772羽で最も多く、以下大腸菌症（5,738羽）、腹水症（3,540羽）、放血不良（1,541羽）、削瘦及び発育不良（1,427羽）の順となっている。一部廃棄羽数は91,426羽（2.6%）であった。

(3) 試験室内検査

ア 人と動物の共通感染症、法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや、現場での診断が困難なものについては、試験室内において細菌学的、理化学的及び病理学的検査を実施して、その結果に基づいて診断を行っている。平成26年度に試験室内検査を行った獣畜68頭のうち、全部廃棄した獣畜は無かった。

イ と畜場に搬入された牛のうち、生後48カ月齢超の牛について、BSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施した。

平成26年度は40頭についてBSEスクリーニング検査を実施し、すべて陰性であった。

ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し、作業手順改善の効果判定等に用いるために、牛枝肉のふき取り検査を実施した。併せて腸管出血性大腸菌O157による汚染の有無を確認した。

エ 対韓国輸出食鳥等における微生物モニタリング検査（サルモネラ検査）を実施した。

オ 月齢30カ月を超える牛の特定部位である脳・脊髄組織による牛枝肉の汚染状況をモニタリングするために、GFAP（グリア繊維性酸性タンパク）の残留度を調査した。

カ 食鳥処理施設の衛生状況を改善するために、鶏肉及び鶏の糞便の細菌検査を実施した。

キ 野生獣畜の食中毒菌保有状況及び野生獣畜処理施設の汚染実態を調査するために、野生獣畜の肝臓及び糞便の細菌検査及び枝肉や施設の拭き取り検査を実施した。

(4) 衛生指導等

ア 食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症（TSE）対応マニュアルに基づき、発生時の対応について机上及び実地演習を実施した。

イ と畜場の管理者及び作業従事者に対して、衛生管理講習会を開催した。

ウ 食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施するとともに、食鳥処理場の衛生管理についての講習会を開催した。

エ 管内の大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 14 施設について、立ち入り検査を行った。

オ 管内の野生獣畜処理施設について、立ち入り検査を行った。

(5) 消費者等に対する衛生教育

食肉の安全に対する関心が高まる中、施設見学者の受け入れを行った。

(6) 調査研究

「野生獣畜食肉処理施設における汚染実態調査」について実施し、その成果を各種学会、研修会等で発表した。

2 と畜検査

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：日，頭)

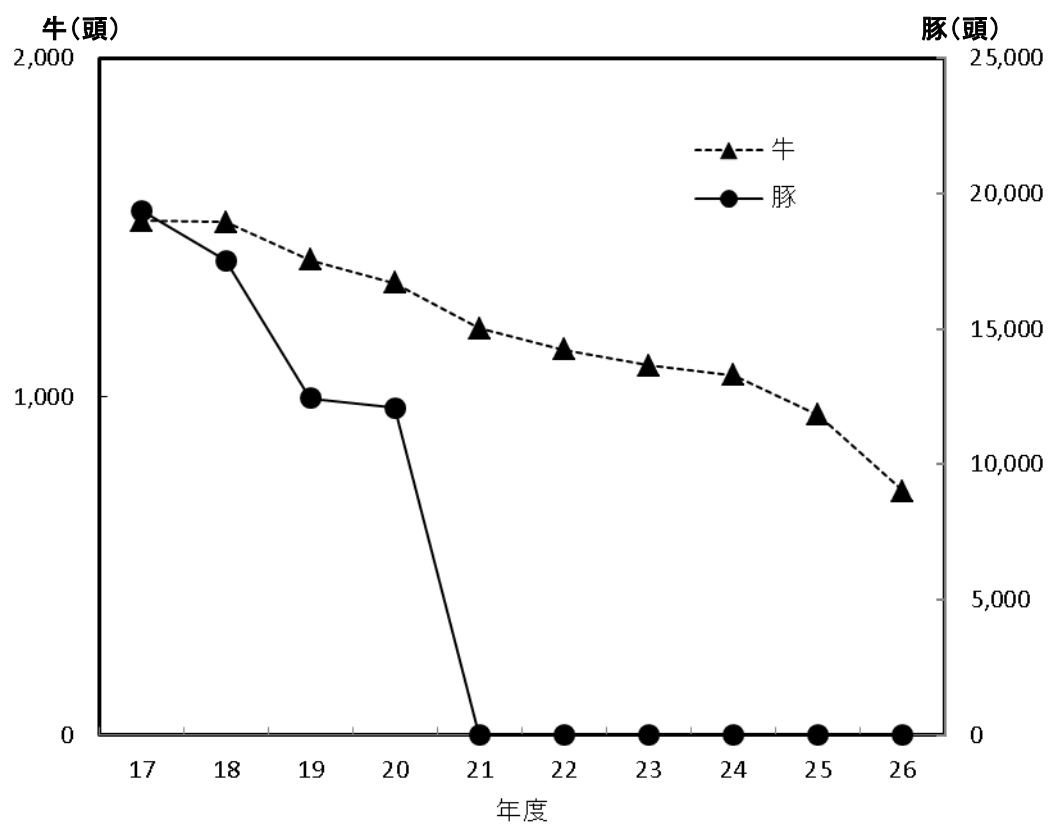
月	検査日数	肉用牛		乳用牛		とく		馬		豚		めん山羊		月計
		健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	
4	17	72		7										79
5	15	57		1										58
6	17	59		5				1						65
7	20	84		3										87
8	13	55		6										61
9	14	51		2										53
10	17	66		4										70
11	13	56		3										59
12	14	62		3				1						66
1	12	38		4										42
2	9	32		2						1				35
3	12	46		4										50
計	173	678	-	44	-	-	-	2	-	1	-	-	-	725

(2) 年度別と畜検査頭数

(単位：頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
17	1,520	-	-	19,372	-	20,892
18	1,515	-	1	17,531	-	19,047
19	1,403	-	-	12,432	-	13,835
20	1,336	-	-	12,079	-	13,415
21	1,202	-	-	1	-	1,203
22	1,140	-	-	1	-	1,141
23	1,091	-	-	1	-	1,092
24	1,063	-	-	1	-	1,064
25	947	-	-	1	-	948
26	722	-	2	1	-	725

(3) と畜検査頭数の推移



(4) 原因別処分状況

	処分頭数	疾病別頭数																							計		
		細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病									
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症産物による汚染		変性又は萎縮	その他
牛	禁止	-																									
	全部廃棄	-																									
	一部廃棄	713																		43	2		680	259	279	1,263	
とく	禁止	-																									
	全部廃棄	-																									
	一部廃棄	-																									
馬	禁止	-																									
	全部廃棄	-																									
	一部廃棄	2																					2		1	3	
豚	禁止	-																									
	全部廃棄	-																									
	一部廃棄	1																					1		3	4	
めん羊	禁止	-																									
	全部廃棄	-																									
	一部廃棄	-																									
山羊	禁止	-																									
	全部廃棄	-																									
	一部廃棄	-																									

(5) 年度別処分頭数

(単位：頭)

年度 (平成)	とさつ禁止 解体禁止					全部廃棄					一部廃棄																		
											肉のみ					内臓のみ					肉と内臓					計			
	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊				
17									93		6			74		1360			17689		78			815		1444			18578
18						1			68		8			86		1284		1	15580		97			816		1389		1	16482
19						1			54		10			85		1111			10484		92			495		1213			11064
20						1			55		13			66		1027			9675		65			476		1105			10217
21											12					884			1		67					963			1
22						1					10					800			1		44					854			1
23											15					854			1		101					970			1
24						1					2					863			1		130					995			1
25						2					2					766			1		146					914			1
26											5					590		2	1		118					713		2	1

3 食鳥検査

(1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

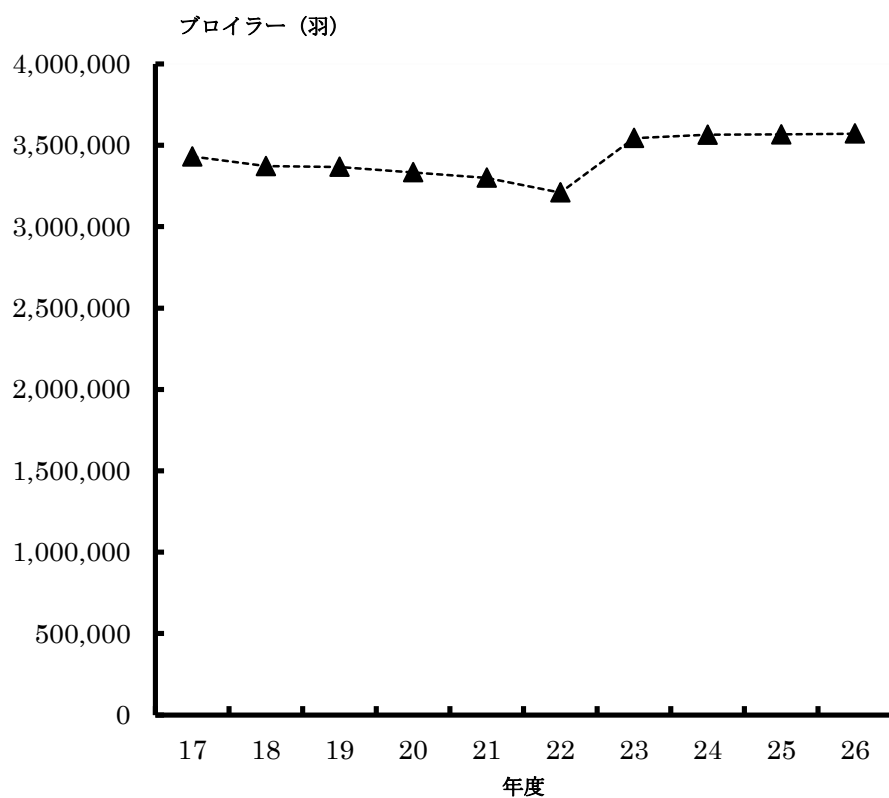
月	鳥巧商事（株）		サイコー物産（株）		月計
	日数	ブロイラー	日数	ブロイラー	
4	21	216,397	21	82,042	298,439
5	22	209,983	21	80,554	290,537
6	21	202,610	20	76,667	279,277
7	21	196,771	20	73,855	270,626
8	21	196,180	20	76,776	272,956
9	21	209,155	21	85,296	294,451
10	22	224,539	22	86,617	311,156
11	21	225,547	20	82,715	308,262
12	23	244,991	22	98,102	343,093
1	20	222,469	21	85,628	308,097
2	19	201,425	19	76,305	277,730
3	22	235,349	21	81,713	317,062
計	254	2,585,416	248	986,270	3,571,686

(2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成 鶏	あ ひ る	七 面 鳥	合 計
17	3,431,391	-	-	-	3,431,391
18	3,372,359	-	-	-	3,372,359
19	3,366,963	-	-	-	3,366,963
20	3,333,231	-	-	-	3,333,231
21	3,300,635	-	-	-	3,300,635
22	3,209,792	-	-	-	3,209,792
23	3,544,086	-	-	-	3,544,086
24	3,564,653	-	-	-	3,564,653
25	3,566,465	-	-	-	3,566,465
26	3,571,686	-	-	-	3,571,686

(3) 検査羽数の推移



(4) 年度別処分状況

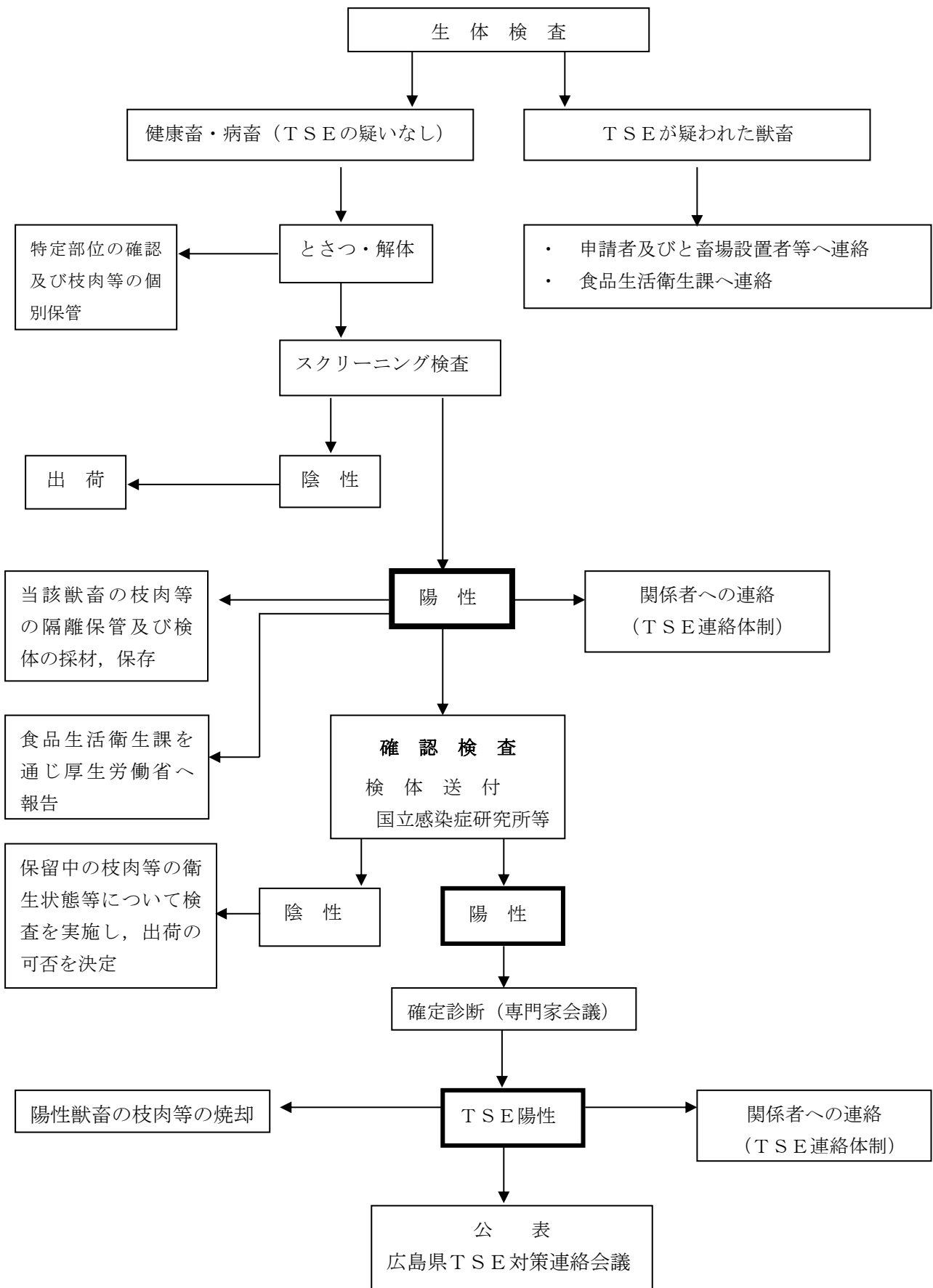
(単位：羽)

年度	検査羽数	処分羽数	処 分 区 分		処分率
			全部廃棄	一部廃棄	
17	3,431,391	98,850	16,244	82,606	2.88%
18	3,372,359	85,227	14,233	70,994	2.53%
19	3,366,963	89,903	17,811	72,092	2.67%
20	3,333,231	75,104	18,350	56,754	2.25%
21	3,300,635	79,045	22,168	56,877	2.39%
22	3,209,792	93,100	30,748	62,352	2.90%
23	3,544,086	110,392	24,420	85,972	3.11%
24	3,564,653	112,378	21,432	90,946	3.15%
25	3,566,465	115,239	21,949	93,290	3.23%
26	3,571,686	117,887	26,461	91,426	3.30%

(5) 原因別処分状況

		ブロイラー			成 鶏			あひる			七面鳥		
検 査 羽 数		3,571,686			-			-			-		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処 分 実 羽 数		-	26,461	91,426									
疾 病	ウイ	鶏 痘											
	イル	伝染性気管支炎											
	ス	伝染性喉頭気管炎											
	・	ニューカッスル病			/		/		/			/	
	ク	鶏 白 血 病			/		/		/			/	
	ラ	封入体肝炎			/		/		/			/	
	ミ	マレック病		1	/		/		/			/	
	ジ	そ の 他			/		/		/			/	
病	ア	大腸菌症		5,738	/		/		/		/		/
	病	伝染性コリーザ			/		/		/		/		/
		サルモネラ病			/		/		/		/		/
		ブドウ球菌症			/		/		/		/		/
		そ の 他			/		/		/		/		/
別	の	毒血症		/		/		/		/		/	
		膿毒症		/		/		/		/		/	
		敗血症		/		/		/		/		/	
		真菌症		/		/		/		/		/	
		原虫病		/		/		/		/		/	
		寄生虫病		/		/		/		/		/	
		変性			195								
		尿酸塩沈着症			/		/		/		/		/
		水腫			6								
		腹水症		3,540	/		/		/		/		/
羽	の	出血			13,961								
		炎症		13,772	77,264								
		萎縮			/		/		/		/		/
		腫瘍			5								
		臓器の異常な形等			/		/		/		/		/
		異常体温			/		/		/		/		/
		黄疸			/		/		/		/		/
		外傷			/		/		/		/		/
		中毒諸症			/		/		/		/		/
		削瘦及び発育不良		1,427	/		/		/		/		/
数	病	放血不良		1,541	/		/		/		/		/
		湯漬過度		143	/		/		/		/		/
		そ の 他		294	/		/		/		/		/
		計	-	26,461	91,426								

4 伝達性海綿状脳症（TSE）対策



(3) と畜検査 (検査項目別)

(単位: 頭, 件数)

検査区分	検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性頭数	措置				備考
		直接鏡検	一般培養	同定									とさつ禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	
細菌病	炭疽										-						
	豚丹毒										-						
	サルモネラ病										-						
	結核病										-						
	ブルセラ病										-						
	破傷風										-						
	放線菌症										-						
	抗酸菌症										-						
	膿毒症	1		14			1	1			16						
	敗血症										-						
その他										-							
原虫病	トキソプラズマ病										-						
	その他										-						
寄生虫病	のう虫病										-						
	ジストマ病										-						
	その他										-						
その他の疾病	尿毒症										-						
	黄疽										-						
	水腫										-						
	腫瘍										-						
	中毒諸症										-						
その他	66									55	11						
その他 抗菌性物質等	1		2								2						
計	68	-	16	-	-	55	12	1	-	-	84	-	-	-	-	-	

(4) 食鳥検査 (検査項目別)

(単位：羽，件数)

検査区分	検査羽数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性羽数	措置			備考
		直接鏡検	一般培養	同定									禁止	全部廃棄	一部廃棄	
ウイルス・クラミジア類	鶏痘										-					
	伝染性気管支炎										-					
	伝染性喉頭気管炎										-					
	ニューカッスル病										-					
	鶏白血病										-					
	封入体肝炎										-					
	マレック病										-					
その他										-						
細菌病	大腸菌症	2	3	1							4			2		
	伝染性コリネバ										-					
	サルモネラ病										-					
	ブドウ球菌症										-					
その他										-						
その他	毒血症										-					
	膿毒症										-					
	敗血症										-					
	真菌症										-					
	原虫病										-					
	寄生虫病										-					
	変性										-					
	尿酸塩沈着症										-					
	水腫										-					
	腹水症	3	5	3							8			3		
疾病	出血症										-					
	炎症	11	19	5							24		2	9		
	萎縮										-					
	腫瘍										-					
	臓器の異常な形等										-					
	異常体温										-					
	黄疽										-					
	外傷										-					
	中毒諸症										-					
	削瘦及び發育不良										-					
放血不良										-						
湯潰過度										-						
その他	2	2	2							4						
計	18	-	29	11	-	-	-	-	-	-	40	-	-	7	9	

(5) 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後 48 カ月齢以上の牛	その他の牛	
40	0	40	0	0

(6) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査

(検体数)

検査頭数	腸管出血性大腸菌			
	免疫クロマト法（O157）	P	C	R 法
36	36			36

イ 牛枝肉等の微生物汚染実態検査

(検体数)

検体	検査頭数	検査項目	
		一般細菌数	大腸菌群数
牛枝肉ふき取り	41	82	82

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査

(検体数)

検査頭数	頸椎周囲	外側腹部
16	16	16

エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査

(検体数)

畜種	検査羽数	サルモネラ検査
鶏	72	72

オ 牛血液性状検査

(検体数)

検査頭数	全血		血漿（生化学）
	赤血球	白血球	
55	55	54	328

カ 食鳥の微生物汚染実態検査（大規模食鳥処理施設）

(検体数)

検 体	検査羽数 (件数)	一般細菌数	カンピロバク ター属菌	サルモネラ 属菌
鶏肉	20	30	40	—
鶏糞便	2	—	4	4

キ 野生獣畜及び食肉処理施設における汚染実態調査

(検体数)

検 体	検査頭数 (件数)	一般 細菌数	大腸菌 群数	大腸菌	腸管出血 性大腸菌 (P C R法)	カンピロ バクター 属菌	サルモネ ラ属菌
シカ	6	—	—	12	8	12	12
イノシシ	9	—	—	18	15	18	18
シカ枝肉等 拭き取り	16	8	8	8	6	8	8
施設等 拭き取り	23	3	4	20	6	20	20

6 衛生指導等

(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導

と畜衛生講習会

月 日	場 所	出席者数 (人)
2月25日	検査所	23

(2) 伝達性海綿状脳症対策

食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症 (TSE) 対応マニュアルに基づき、発生時の対応について机上及び実地演習を実施した。

月 日	場 所	出席者数 (人)
6月18日	検査所, 全農広島県本部三次食肉加工センター	24

(3) 鳥インフルエンザ対策

食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施するとともに、食鳥処理場の衛生管理についての講習会を実施した。

月 日	場 所	参加人数 (人)
11月25日	検査所	18

なお、近隣県 (山口県, 岡山県) において相次ぎ高病原性鳥インフルエンザが発生したため初動対応にあたったが、搬出制限区域農場からの仕入れはなく、各食鳥処理場においても異常はみられなかった。

(4) と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会

と畜場に設置が義務付けられている衛生管理責任者及び作業衛生責任者について、当所において平成26年9月から養成講習会を実施した。

2月13日をもって養成講習会は全日程を終了し、受講者へ修了証書を交付した。

実 施 期 間		H26.9.12 ~ H27.2.13
受 講 者	衛生管理責任者	1名
	作業衛生責任者	1名

(5) 認定小規模食鳥処理場立入検査

施 設 数	立 入 検 査 延 べ 件 数
14	18

(6) 鳥獣処理施設への立入検査及び衛生指導

獣 畜 の 種 類	立 入 検 査 等 延 べ 件 数
シカ, イノシシ	13

(7) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況 (単位：羽)

処 理 羽 数	29,642
と さ つ 禁 止	—
全 部 廃 棄	93
一 部 廃 棄	54

第 3 章 調査及び研究

1 平成 26 年度の調査研究発表

野生獣畜食肉処理施設における汚染実態調査

広島県食肉衛生検査所 ○田原綾香, 湯藤亜里
広島県西部保健所広島支所 本田祐美, 大谷義孝, 久保田早苗

1 はじめに

平成 26 年 4 月, 県西部保健所広島支所管内の飲食店を利用した住民から, 「シカ肉のたたきを食べた後体調を崩した」との申し出があり, 調査したところ, 同管内の食肉処理施設で処理されたシカ肉が当該飲食店でたたきとして提供されていたことが分かった。

近年, 狩猟及び個体調整のために捕獲した野生獣畜の肉がジビエとして有効活用されているが, 野生獣畜はと畜場法の検査対象外であるため, とさつ・解体処理における衛生管理基準がなく, ジビエが原因とみられる健康被害も発生していることから, 野生獣畜を食品として利用する場合には衛生的に処理する必要がある。

そこで今回, 野生獣畜の食中毒菌保有状況及び県西部保健所広島支所管内の食肉処理施設の汚染実態を調査し, 衛生指導を行ったので報告する。

2 材料及び方法

(1) 調査期間

平成 26 年 5 月～8 月

(2) 調査対象施設

野生獣畜の処理実績がある食肉処理施設 1 件

(3) 調査内容

ア 野生獣畜の食中毒菌保有状況

県内で捕獲されたシカ 2 頭及びイノシシ 5 頭の肝臓 10 g 及び盲腸便 1 g を検体とし, 大腸菌, サルモネラ及びカンピロバクターについて検査した。

イ 食肉処理施設の汚染実態

今回調査を行った, シカ 1 頭の処理工程を図 1 に示した。と体は搬入後, 流水により外皮を洗浄し内臓摘出を行った後, 懸吊し, 皮付きのまま冷蔵庫内 (5℃) で 2 日間保管された。その後, 処理室で剥皮し, カットした背ロースとモモを真空包装し, 冷凍保管していた。今回の調査では, 剥皮前の外皮表面, 剥皮後の枝肉表面, 包装前の食肉表面, 解体作業後の作業者の手指及び刀の拭き取りを検体とし, 一般細菌数, 大腸菌群数, 大腸菌, サルモネラ及びカンピロバクターについて検査した。

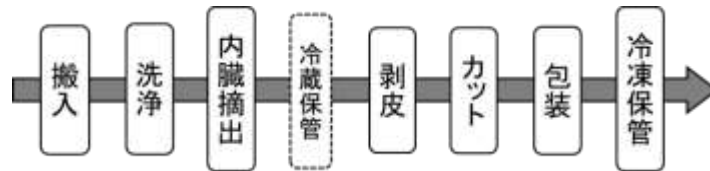


図1 食肉処理施設における処理工程

(4) 検査方法

検査は食品衛生検査指針に準じて行った(図2)。



図2 検査方法

3 成績

(1) 野生獣畜の食中毒菌保有状況

シカ2頭の肝臓及び盲腸便, イノシシ4頭の肝臓及び5頭の盲腸便から大腸菌が検出されたが, VTはすべて陰性であった。また, イノシシの盲腸便からはサルモネラ及びカンピロバクターが検出された(表1)。

表1 野生獣畜の食中毒菌保有状況調査結果

動物	材料	検査項目		
		大腸菌	サルモネラ	カンピロバクター
シカ	肝臓	2/2	0/2	0/2
	盲腸便	2/2	0/2	0/2
イノシシ	肝臓	4/5	0/5	0/5
	盲腸便	5/5	1/5	3/5

(陽性検体数/検査検体数)

(2) 食肉処理施設の汚染実態

剥皮直後の枝肉表面では一般細菌数, 大腸菌群数ともにNDであったが, 包装前の食肉表面では菌数が増加していた。また, 外皮表面, 剥皮後の枝肉表面, 包装前の食肉表面, 作業者の手指, 刀から大腸菌が検出された。なお, サルモネラ及びカンピロバクターは検出されなかった(表2)。

表2 食肉処理施設の汚染実態調査結果

検体	検査項目				
	一般細菌数 (cfu/cm ²)	大腸菌群数 (cfu/cm ²)	大腸菌	サルモネラ	カンピロバクター
剥皮前の外皮表面	8.9~21×10 ¹	ND	+	-	-
剥皮後の枝肉表面	ND	ND	+	-	-
食肉表面	3.5~17×10 ²	0~1.1×10 ²	+	-	-
解体作業後の作業者の手指	7.6×10 ²	1.7×10 ¹	+	-	-
刀	6.0×10 ¹	ND	+	-	-

※ND: 3.0×10¹cfu/cm²未満

4 考察

今回の調査で、シカ及びイノシシが食中毒菌を保有していたこと、また、剥皮後の枝肉や包装前の食肉から大腸菌が検出されており、腸内容物由来の汚染があったと推察されたことから、腸内容物等による枝肉の汚染防止を図る必要があると考えられた。

枝肉汚染の原因としては、腸内容物の枝肉への付着、剥皮時における外皮の枝肉への接触、腸内容物等により汚染された手指や刀の洗浄・消毒が不十分であったことが推察された。また、剥皮直後の枝肉表面は一般細菌数、大腸菌群数ともにNDであったにもかかわらず、包装前の食肉では菌数が高くなっており、作業者の手指を介した汚染が考えられた。

野生獣畜を衛生的に処理するためには、と畜場法に準拠するような衛生管理が必要であると考えられる。そこで、今回の調査結果を踏まえ、処理施設に対し、枝肉等の汚染を防止するために①内臓摘出時には食道部及び直腸部の結紮を行うこと、②解体工程中に適切に手指を洗浄・消毒することや使い捨て手袋を着用すること、③刀を消毒するための温湯消毒槽を設置し、作業変わり目や汚染が認められた度に洗浄・消毒することを指導した。

今後は、施設への指導効果を確認するための調査を行うとともに、衛生対策の一助とするため、引き続き、野生獣畜の食中毒菌保有状況を調査していきたい。

2 調査研究発表（平成 17 年度～平成 26 年度）

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
17	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国ブ ロック会議 双三獣医師会技術検討会	と畜場における脳脊髄組織の付着状況と その対策	石田 学
	第 50 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	ブロイラーで認められた腹腔内腫瘍	山下 和子
18	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理施設における衛生対 策に関する検討	伊坪 堅香子 東久保 靖 伊坪 堅香子
19	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国ブ ロック会議	食肉の安全・安心に関する意識調査	伊坪 堅香子 久保田 早苗
	第51回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	ニワトリの皮膚扁平上皮癌の 1 例	山下 和子
	第51回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	内臓処理工程における牛肝臓の衛生実態 調査	長澤 元
20	日本獣医公衆衛生学会（全国） 食品衛生監視員等業績発表会（中 国誌上） 三次獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理場の衛生対策	井上 佳織
21	全国公衆衛生獣医師協議会調査研 究発表会 第27回全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会研修会 三次獣医師会技術検討会	<i>Bacillus mycoides</i> の芽胞形成が良好と なる培地の検討	長澤 元
	食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議	牛肝臓にみられた包膜炎の一例	前田 貴容子
22	食品衛生監視員等業績発表会 第 54 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	ブロイラーの蜂窩織炎	前田 貴容子
23	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	と畜場における牛枝肉の衛生対策につい て	大原祥子

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
24	食品衛生監視員等業績発表会	従事者が積極的に関わったと畜場衛生対策への取り組み	増田加奈子
	第 55 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	と畜場におけるデハイダーの汚染状況調査と消毒法の検討	森中重雄
25	第 56 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（全国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	A食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況	増田加奈子
	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 三次獣医師会技術検討会	BSEに関する意識調査と情報発信の検討	田原綾香
26	第 57 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 三次獣医師会技術検討会	野生獣畜食肉処理施設における汚染実態調査	田原綾香

第4章 その他の参考資料

三次食肉加工センター使用料及び解体料

平成 27 年 3 月 31 日現在

(円)

	牛馬	とく	摘要
使用料	4,320	1,944	時間外は倍額
解体料	4,644	1,458	時間外は倍額

検査所案内

広島県食肉衛生検査所

〒728-0025 広島県三次市粟屋町 1911-1

TEL (0824)63-1305

FAX (0824)63-6130

- JR芸備線 三次駅より約5km
- 中国自動車道 三次インターより約6km

